

令和6年10月総会議事録

1. 招集通知日 令和6年9月25日
2. 開催日時 令和6年10月25日（金）午後1時30分から午後2時30分
3. 開催場所 もみじホール2階 会議室2
4. 出席委員 (農業委員14名)
会長 8番 高橋 正
会長職務代理 1番 岡部 公史
副会長 4番 古家 勝夫
2番 網野 和夫 3番 木田 好美、5番 佐藤 稔、
6番 守屋 光泰、7番 小俣 幸市、9番 山崎 範夫
10番 奈良 壽弘、11番 高橋 範朗、
12番 小俣 億学、13番 石井 太郎、14番 富澤 太郎

(推進委員12名)
細川 正一、小田 廣幸、大庭 正廣
中村 誠、大神田 眞、不動田 典、平本 美好、
原田 芳仁、小俣 和利、山下 雅一、
高橋 純一、白鳥 孝雄
5. 欠席委員 (推進委員2名)
上條 政教、上原 千歳
6. 議事日程
第1. 議長選出
第2. 議事録署名委員の指名
第3. 農地法に基づく許可案件の審議
第4. その他
7. 出席した農業委員会事務局職員
農業委員会担当リーダー 瀧森 哲也
農業委員会担当 臼井 藍

8. 会議の内容

事務局 お疲れ様です。それでは、ただ今より令和6年10月農業委員会総会を始めます。次第に沿って進めさせていただきます。では開会にあたり開会の挨拶を岡部公史会長職務代理よりお願いいたします。

岡部会長職務代理 ただ今より10月の総会を始めます。それでは、皆様ご起立をお願いいたします。

全員 ～互礼～ よろしく申し上げます。

事務局 開会宣言。本日の農業委員さんの出席数は14名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。
続いて会長挨拶、高橋会長お願いいたします。

高橋会長 ～挨拶～

事務局 ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。

～議長選出～

議長 会議規則によりまして、私が議長を務めさせていただきます。議事進行がスムーズに進められますよう皆様方のご協力をお願いいたします。本日の議事録署名委員は、4番古家勝夫委員と、13番石井太郎委員をお願いいたします。

それでは議第に移ります。本日の案件は中間管理機構による利用権設定2件、農地法第3条の規程による許可申請が2件、農地法第4条の規程による許可申請が2件、農地法第5条の規程による許可申請が2件となっております。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 ～議案説明～

議長 ありがとうございました。
それでは、中間管理機構による利用権設定の申請です。1件目は上

野原地区になります。担当の山下さん、報告をお願いします。

説明委員

上野原地区担当の山下です。10月22日に現地調査に行ってきましたので調査結果を報告します。

立会いは申請借人の■■■■、農業委員会から高橋会長、地区委員の小俣さん事務局から瀧森リーダーと臼井さんの6名で行ってきました。資料の2ページをご覧ください。■■■■

■■■■田んぼです。申請内容は、中間管理機構を活用した利用権設定となっています。

借人は八米地区で農業を行っており経営を拡大して、農業を充実したい申請です。すでに農地は借りて耕作を行っています。今作は陸稲を試みましたがうまくいかず、来年は水田として利用する計画です。既に1,422㎡耕作しており、耕作に必要な農機具も揃っておりますので、この申請はなんら問題無いと思われませんが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

質問委員

借人の■■■■さんはこれから経営を拡大していく意向なのか、どういう考えで農業を行っているのか知りたいです。談合坂SAのやさい村も出荷者が減っています。■■■■さんは若く有望なのでこれから経営を拡大してやさい村などへの出荷も考えていってほしい。

事務局

借人は■■■■のため、お答えします。農業は行っていますが基本的には販売せずに自分たちで食べる分を栽培しています。今後もそのスタンスは変わらないと思います。

議長

他に何かありますか。

無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議

全員挙手

議長

賛成多数で、この議案については可決されました。

続いて、中間管理機構による利用権設定農の申請です。2件目も上野原地区になります。引き続き担当の山下さん、報告をお願いします。

説明委員

上野原地区担当の山下です。10月22日に現地調査に行ってきました。さきほどの案件と借人は同じです。立会いはさきほどと同様で申請借人の■■■さん、農業委員会から高橋会長副会長の地区委員の小俣さん事務局から瀧森リーダーと臼井さんの6名です。

さきほどの案件のそばの農地です。■■■■■

■■■■■が申請地です。西向きの斜面で日当たりは良好です。

申請内容は、中間管理機構を活用した利用権設定となっております。耕作に必要な農機具も揃っておりますので、この申請はなんら問題無いと思われませんが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議

全員挙手

議長

賛成多数で、この議案については、可決されました。
次に、農地法第3条の規定による許可申請1件目は秋山地区になります。担当の原田さん報告をお願いします。

説明委員

立会いは申請譲受人の■■■さん、申請代理人の■■■さん、農業委員会から高橋会長、地区委員の守屋さん事務局から瀧森リーダーと臼井さんの7名で行なってきました。

資料は4ページをご覧ください。申請地は■■筆あり、一か所目は場所は■■■■■

■■■■■の申請地です。日当たりのよい南向きの斜面になっており、周囲の土地も譲受人の所有地です。

残りの申請地は道路をはさんだ南側の農地■■■■■の■■筆です。道路から5～6m下に農地があり、数本の樹木が植わっており、その脇の平らなスペースで現在も里芋などの野菜を譲受人の■■■さんが栽培しています。今後は樹木の木陰を利用してしいたけの栽培をしようと計画しています。

譲渡人の■■■さんは高齢で、農地の管理ができず数年前から譲受人が管理を行っています。譲受人の■■■さんは■■■■■の社長で、既に農地も多く所有していますが従業員と一緒に管理を行っ

議長 ありがとうございます。立ち合いをした守屋委員、補足をお願いします。

議長 ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございましたか。

無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。
続いて、農地法第3条の規定による許可申請2件目は上野原地区になります。担当の山下さん報告をお願いします。

5

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。
次に、農地法第4条の規定による許可申請1件目は上野原地区でさきほどの3条申請と同じ場所です。それでは引き続き担当の山下さん報告をお願いします。

説明委員 上野原地区担当の山下です。10月22日に現地調査に行ってきましたので調査結果を報告します。立会いは申請人の代理人、
 、農業委員会から高橋会長副会長の地区委員の小俣さん事務局から瀧森リーダーと臼井さんの6名で行なってきました。
申請地はさきほどの3条申請の申請地との隣接地です。すでに工場が建っています。これは申請人 の義父が金属加工の工場として利用していた建物で、違反転用については反省する旨の始末書が添付されていました。現在は倉庫として使用されており、今後同様の用途で使用していく計画です。
問題無いと思いますのでご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。
続いて、農地法第4条の規定による許可申請2件目は桐原地区です。担当の高橋さん、報告をお願いします。

説明委員 桐原地区担当の高橋です。10月22日火曜日に現地調査を行いましたので調査結果を報告いたします。立会人は申請人、 氏
 さん、委員会から高橋会長、石井太郎農業委員、

推進委員高橋、事務局から瀧森リーダー、臼井さんで行いました。
場所は桐原の

の地点になります。

現況は一階が車庫、二階が子ども部屋また隣に平屋の倉庫があります。
約 30 年前に建設されたそうです。

隣接地にある居宅に入口にもなっております。氏より農
地法を十分理解していなく建物を建設した旨を深く反省する内容
の始末書が提出されております。また農振地域でもなく隣地は
さんの所有地でありこの申請について問題ないと思われませんが審
議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご
質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業
委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については可決されました。
次に、農地法第 5 条の規定による許可申請 1 件目は上野原地区です。
担当の山下さん、報告をお願いします。

説明委員 上野原地区担当の山下です。10 月 22 日に現地調査に行ってきました
ので調査結果を報告します。立会いは申請人の代理人、
さん、上條さん、農業委員会から高橋会長副会長の地区委員の小
俣さん事務局から瀧森リーダーと臼井さんの 6 名で行ってきまし
た。

資料の 13 ページをご覧ください。申請地は

です。

譲渡人のさんは農地としては利用しておらず、管理だけをして
いた土地です。譲受人のさんは若い夫婦で新築を建てる計画で
す。申請地の北側は新築の工事をしており、周囲は住宅に囲まれて
います。用途地域内であることから問題無いと思いますのでご審議
のほどよろしく願いします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。
続いて、農地法第5条の規定による許可申請2件目は巖地区です。担当の大神田さん、報告をお願いします。

説明委員 現地調査は10月22日に行いました。申請人■■■■■
■■■■■さん、高橋会長、古家委員、リーダーと臼井さんで行いました。資料は15ページ、写真は16ページをご覧ください。
■■■■■
■■■■■番 ■■■■㎡です。
ここは都市計画区域内の非線引き地域です。
譲渡人は■■■■■に住んでいます。■■■■■地区に親族はいるものの長年耕作はせず遊休農地でした。譲受人は対面する営業所の業務拡大により、新たな駐車場の確保が喫緊の課題でありました。そのため駐車場として確保するのが今回の申請です。申請地には車35台駐車できるよう整備する予定です。
基本的に1,000㎡以上は開発指導の対象になりますが、申請地には建築物を建てず造成もしない、ということで建設課の方から開発行為の指導要綱に該当しない旨の書面が添付されています。
第2種農地にはなりますが、周囲は住宅やアパートが建っており、市街化が進んでいます。その他法令等も問題ないと思うのですが、申請地の東側の民地との間に市道が存在しています。その境界が確定していません。申請地と境界確定していないまま許可をしていいものなのか疑問に思います。皆さんの意見を聞かせてください。

事務局 今回の斜面になっていない平らな部分を駐車場として使用するだけで特に造成はしません。また、譲渡人と譲受人で話がついているため、農地法の許可としては境界確定していなくても問題ないと思います。県との協議でも特にその点についての指摘はありません。

質問委員 転用する面積がはっきりしていないのに許可をだす、というのはいかがなものかと思います。今回は開発行為ではないから建築基準法

で確認することもあります。農地転用は問題ないと思うのですが念には念を入れた方がいいと思います。

農業委員 農業委員会は駐車場としての転用許可をだすかどうかを判断する場です。境界についてはその後のことなので、ここで協議する必要はないのではないかと思います。

農業委員 そうですね、今回は造成だけですが今後ここに建物が建設されるようなことがあれば建築確認が入り、境界については指導されると思いますので現段階で境界未確定でも特に問題はないのではないのでしょうか。

議長 いろいろと意見がありましたがこの議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。続いて、次回総会日程について事務局をお願いします。

事務局 ○次回総会日程：令和6年11月25日(月)

議長 その他に何かありますか。
無いようですので、以上で本日の審議案件は終了し、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

以上をもちまして10月の総会を終わらせていただきます。閉会の挨拶を網野副会長よりお願いします。

網野副会長 (網野副会長挨拶)

全員 ～互礼～ お疲れ様でした。

以上は、この会議の内容を記録したものである。

令和6年10月27日

会議書記 臼井 藍

議事録署名委員と共に記名押印す。

議 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印